

5. 運営方針 全般

【宇佐美委員】

全体的に虐待に関する記述が中心となっている。児相業務は虐待がメインになると思うが、家庭児童相談室も含めてとなるので、子育てや非行、不登校などの様々な悩み相談についてももう少し記述があっても良いのでは。

5. 運営方針 (1)組織体制

【本間委員】

市児童相談所及び家庭児童相談室を同一建物内に設置することは柔軟に連携可能になり、情報共有出来やすいと思う。

虐待ケースについても、一時保護所の介入を行う係、子どもや家族への支援を行う係の分離をすることも適切に判断出来る事で早い判断がとれることと思う。安全かつ迅速な対応をとることで子どもの安全が守られると思う。

【内田委員】

児童相談所と家庭児童相談室は、同一建物に設置しただけでは、柔軟に連携が行われる訳ではないと思う。組織を構成する人員一人一人の意識と、それを補うツール(ソフト)が重要だと思う。

【川崎委員】

「虐待ケースについては、一時保護等の介入を行う係と、子どもや家族へ支援を行う係を分離」について、法改正をふまえたものと思うが、参議院厚生労働委員会の以下の附帯決議もふまえたものとなるよう検討してほしい。

「児童相談所における介入機能と支援機能の分化に当たっては、一体的な対応が必要なケースもあることを踏まえつつ、各児童相談所の実情等に応じた柔軟な取組が行えるようにすること。」

【大塚委員】

図の相談第2係の「初期調査」について、何をどこまで調査するかによるが、相談第1係にも必要だと思う。あるいは、第1・第2相談係に振り分けられる前の段階としての初期調査になるように思う。介入か支援かに分けることが大変重要だと思う。

【柏女委員】

家庭児童相談室を1か所に限定せず、いわゆる地域包括ケアを推進する母体、地域を基盤としたソーシャルワークを展開する拠点として数か所設置していくことも検討してほしい。

基本構想(案)後半部分に対する意見(第2回検討会事前意見)

5. 運営方針 (2)市児童相談所と家庭児童相談室の役割分担

【本間委員】

市児相と家児相の役割分担も情報の共有が取りやすくなると思う。

【内田委員】

役割分担の原則は問題ないと思うが、やはり大事なのは曖昧なケースで、お互いにあなただ任せにならない様にする事だと思う。

情報共有や受理会議の責任所在を明確にしておくべきだと思う。

【大塚委員】

相談窓口としては敷居が高くない工夫はした方が良くと思うが、初期の相談で一見軽そうに見えても深刻だったりすることはあると思う。

図の、右端「恐れあり」「なし」とわかれているのを、一つにしておいてから振り分けるイメージのほうがよい気がする。「虐待の恐れあり」「なし」の判断はできるだけ経験のある職員がスクリーニングを行い、介入か支援に振り分けられた方が良くのではないかな。

あいまいケースの判断はとても専門性を要すると思う。

【川崎委員】

「家庭児童相談室では、見守り支援を中心に行うケースや虐待の恐れがない養護相談」について、元々虐待以外の養護相談は、「父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談」(児童相談所運営指針)

とされていて、児童相談所の措置が必要な施設や里親の利用が多いと思う。これらを家庭児童相談室で対応するという棲み分けは、十分な検討が必要ではないかと思う。

【柏女委員】

家庭児童相談室が引き継いだケースについても、ケース・マネジメントは児童相談所児童福祉司が行うシステムにした方が良く思う。

基本構想(案)後半部分に対する意見(第2回検討会事前意見)

【竹下委員】

児童相談所と家児相の役割分担のイメージはおおよそこれで良いと思うが、

①家児相部分に性格行動相談を入れることに加え、

②乳幼児の発達・障害相談は今まで通りこども発達センター、

③妊娠期から子育て期を通した養育上の悩み相談は子育て世代包括支援センター「ふなここ」という様に、相談の住み分けを市民にもしっかりアナウンスすることを提案する。

「18歳未満の子どものあらゆる相談を受け付ける」というような百貨店ではなく、市の児童相談所は子ども虐待への対応を中心として解決困難な非行相談などを得意とする専門店としての機能を打ち出していくことが望ましい。

基本構想(案)後半部分に対する意見(第2回検討会事前意見)

5. 運営方針 (3) 虐待等の受付体制

【村社委員】

2つの窓口を設置し、1つを虐待対応、もう1つを相談対応とすることを想定しているようだが、相談する市民の多くはその違いを分かって通報する訳ではない。従って、どちらの電話を受けても初期対応は同じ内容・手順で行い、聞き取りの結果により児相か家児相に振り分けるようお願いしたい。初期対応時の思い込みによる状況判断の誤りが最も恐れるべき事態だと思う。

【大塚委員】

189番と相談専用ダイヤルは、有料かどうか以外に市民にはどう区別がされるのか。「自分は虐待ではないが、子育ての相談をしたい」という人は相談専用ダイヤルを使うイメージか。その中で虐待の可能性のあるものは、児童相談所対応になることもあるのか。図では「児相相談専用ダイヤル」と書いてあるが、「家庭児童相談ダイヤル」のほうが良いか。

【竹下委員】

相談専用ダイヤルは置かず、今まで通り家庭児童相談室で9:00～17:00で電話での相談も受け付ける。なぜなら、現行の児童相談所相談専用ダイヤルは養育上の悩み相談と虐待可能性のある相談の二極化になっていると思われるので、住み分けが機能すれば問題ないと思う。

【内田委員】

受付体制についても、それぞれが受け付けたケースについて収まりどころを確認する責任を持つこと、迅速な連絡をサポートする手段を確保することが必要だと思う。

【本間委員】

虐待等の受付体制のイメージの所で、昨今、直接施設に相談事の電話等がかかってくる。共有するために確認をし、家児相に連絡をするので、流れに入れた方が良いか。

【竹下委員】

189については、夜間休日は千葉県の子ども家庭110番において24時間365日電話で対応出来る様にしているので、これを活用して夜間休日は市児童相談所の職員に連絡が入るようにするのが合理的かと思う。夜間休日の電話相談体制を市独自で整えるのは費用対効果の面でも疑問。県と協議することをお勧めする。

基本構想(案)後半部分に対する意見(第2回検討会事前意見)

5. 運営方針 (5) 一時保護所の定員

【本間委員】

一時保護所の定員も人口推計を加味して余裕をもって欲しい。
(入所児の子で、一時保護所で一緒にいた子が入所すると、何となく安心するようだ)

【竹下委員】

県の児童相談所における一時保護児が多い理由は、虐待相談の増加と児童養護施設の入所待ち期間が長期になっているためである。乳幼児の一時保護については極力里親・ファミリーホームの活用(里親への手厚い支援が前提だが)を図ることが望ましい。乳幼児と非行児、虐待による影響が大きく出ている子どもを混ぜこぜで生活させるのは、それぞれを守る意味で出来るだけ避けたい。

5. 運営方針 (6) 学習環境の整備

【竹下委員】

いきなり学習環境の整備をここに持ってくることに甚だ違和感がある。各論は一時保護児の権利擁護の後に持ってくるべき。内容について指摘はない。

【本間委員】

一時保護期間が長いと学力の低下が目立つ、入所児の中には学校に行けておらず、学校に行っても自信がなく学ぶ意欲も出ない。是非一時保護中も学習を受けさせてほしい。職員も大変なので、教員を目指す大学生のボランティアの活用、民間事業者の活用も出来ると良い。

【柏女委員】

学習環境の整備のため「民間事業者との連携」は貴重な提言と思う。
塾産業や NPO などが考えられるが、全国における先駆的試みなどは見られるのか。

【大塚委員】

児相に来る子どもは、全員が虐待ではないので、親が病気などの理由であれば、できるだけ元の学校に通うなどは検討しても良いのではないかと。またオンラインが普及してきているので、元の学校の授業をオンラインで見られるなどが出来ると良い。
明石市は全員元の学校に送り迎え付きで通学しているそう。規模が違うので船橋では同じように出来ないと思うが、出来るだけ検討しても良いかもしれない。
子どもの意見も尊重出来たら良いと思う。中には元の学校に通いたくないというお子さんもいるかもしれないので。

基本構想(案)後半部分に対する意見(第2回検討会事前意見)

【川崎委員】

「所属校への通学は困難である」という点は理解出来るが、中核市である明石市の児童相談所が、条件のある児童について通学させる実践を行っていることなどもふまえ、通学問題についてさらに検討することを希望する。

【内田委員】

学習環境を整備することは必要だが、何より、一時保護により傷ついた子どもの心をケアし、安定させることが第一だと思う。子どものために大人が決定することでも、子どもに説明出来る体制であるよう望む。

5. 運営方針 (7) 子どもの権利保障

【宇佐美委員】

一時保護所において、子どもの私服や私物を可能な限り所持させる方針とあるが、認めていない保護所が多いと思う。被虐待児の中には、他の子が羨ましいと感じ、他人の私物を取ってしまう・壊す・意地悪などをしてしまう子供が多い印象がある。そこが難しい所だと思う。

【大塚委員】

持ち物の問題は難しいと思う。子どもが持っていきたい物を持ち込むのは条件付きで良いと思うが、何も持てず入所した子どもが、持っている子どもの物を見て色々感じるころがあるかもしれない。逆に虐待した親が持って来た物を身に着けることに抵抗がある子どももいるかもしれない。服など通常の洗濯ではだめな物もあるといちいちクリーニングに出すなど煩雑になる可能性もある。児相がいくつか用意した物の中で、好みの物を選ばせるなども良いかもしれない。

基本構想(案)後半部分に対する意見(第2回検討会事前意見)

【竹下委員】

いきなり服やおもちゃの話になるのも違和感がある。以下を提案する。

「(7)一時保護児の権利擁護」

一時保護所は子どもにとっては慣れない環境であるため、まずは子どもが安心感、安全感が持てるような職員のかかわり方、生活の組み立て、スペースの確保などが必要です。しかし集団生活であるため、衣服や私物、携帯電話などの取り扱いについては、子どもの希望に耳を傾けつつも、子どもの福祉を損なうおそれがある場合には一時保護所で預かる必要があります。その場合は理由を子どもに十分に説明する必要があります。一時保護の際、一時保護中、一時保護所を退所してからのことも大人の都合で勝手に決められるのではなく、子ども自身が相談できる、自分の意見や希望を表明できる、わかりやすく説明してもらえらる仕組みを整えてあげる必要があります。

【柏女委員】

「子どもが自分の意志で相談できるような仕組みの検討」については、苦情解決の仕組みの適用と活性化も考える必要があると思う。

【大塚委員】

精神科病棟にあるように、意見箱や個人が特定されない形で、権利が侵されていないか子どもの意見が言えるシステムがあると良いかもしれない。または権利ノートのようなものを入所の時に持たせて、それに書き込めるようにするなど。

【本間委員】

- ・「子どもの声を聴く」＝「子どもアドボカシー」
- ・苦情処理委員会第3者委員制度
- ・施設評価委員会

基本構想(案)後半部分に対する意見(第2回検討会事前意見)

5. 運営方針 (8) 一時保護委託・一時保護後の地域支援体制

【村社委員】

今後、最も重要かつ難渋すると思われる課題である。今の段階から、積極的なシステム構築の準備、市民への啓発が必要だと考える。

【大塚委員】

里親の普及はとても大事だと思う。一時保護的に家庭で預かってくれるなど、少し敷居の低めの養育家庭も増やせると良いと思う。

【竹下委員】

家庭しか経験していない幼児については家庭養育が望ましいため、原則、里親やファミリーホームへの一時保護委託を謳ったら如何か。また親の病気・入院などを理由とする養護相談などは利用型のショートステイが相応しいこともあるので、ショートステイ機能を現行の母子支援施設だけでなく里親や児童養護施設でも行える様にすることを提案する。

里親への一時保護委託やショートステイを適宜、適切に運用することにより、子どもが実親との関係や学校・地域との繋がりを維持できる事例もある。そのためには里親やショートステイ先への情報提供、方針共有をはじめアフターケアが欠かせない。フォスタリング機関の活用は必須である。

【内田委員】

いうまでもなく、子どもにとって、一時保護より重要なのは、一時保護後の生活である。幅広く、適切な選択が出来る様な体制の整備を望む。

【柏女委員】

一時保護解除後帰宅する場合は、必ず要対協における検討を行うよう義務付けることが必要と思う。

【柏女委員】

里親委託に当たっては、「里親子応援ミーティング」などを実施することにより、里親子の地域支援を行う体制の整備が必要と思う。

【柏女委員】

親にコロナ感染がみられる場合の陰性の子どもの一時的保護について検討する必要がある。浦安市では市内の病院を確保している。

【本間委員】

一時保護委託・一時保護後の地域支援体制整備の推進。

基本構想(案)後半部分に対する意見(第2回検討会事前意見)

5. 運営方針 (9)療育手帳の交付事務

【竹下委員】

市に児童相談所を作ることになれば、市内で療育手帳の判定ができると利便性を歓迎する市民が多くいることが予想される。本当は、子ども発達相談センターで療育手帳の判定も出来るのがベストだと思うが、それが困難なら保護者の了解があれば子ども発達相談センターの検査結果を活用出来るシステムにすると良いと思う。療育手帳の業務量はかなりあることを覚悟する必要がある。保護者からの不服申し立ても一定程度あり責任も重く、非常勤任せに出来ない業務である。

【柏女委員】

児童相談所に手帳申請に訪れる場合、その殆どが既に子ども発達センターを利用していると考えられ、保護者にとっては二度手間となる可能性がある。子ども発達センターの記録を元に児童相談所が判定するなど保護者の利便性を考えることも必要と思う。子ども発達センターが判定も担い、船橋市長が手帳発行を行うという方法もあるのではないか。

【大塚委員】

東京都の愛の手帳の交付の仕事を数年やっていた。東京都は最終判断を必ず医師がやることになっていたが、なり手が中々見つからない時があった。もし医師の確保が大変になった時は、私の経験だが、知的障害や発達障害のお子さんの違いが良くわかったりしたので、手帳の判定の仕事はとても勉強になった。児童精神科医を目指す方の研修の一部に入れても良いのではないかと思う。ただ判定の判断にはある程度の経験が必要となるかもしれないが。児相の施設内でやるかどうかだが、色々な事業をやっていることを市民の方に理解されるのは悪いことではないと思うので、職員の仕事の効率的な問題がないならば、同じ施設内でも良いかもしれない。

【本間委員】

手帳交付も簡素化、スムーズなやり取りが出来、助かる。

【宇佐美委員】

特別児童扶養手当認定診断書の作成についてはどの様にする予定なのか。児童相談所は無料で作成するが、病院に依頼してもらおうと診断書料の負担が生じてしまうことを親は嫌がる。一方で、特定の時期に依頼が集中するので作成側の負担も大きく、児童相談所に対応する場合、嘱託医等が療育手帳の判定や児童の診察等を行う時間が削られてしまう。最初から一貫して行わないと決めておくことが良いかと思う。

基本構想(案)後半部分に対する意見(第2回検討会事前意見)

5. 運営方針 (10)職員配置体制

【大塚委員】
規定通りで良いと思う。もし可能ならば福祉司、心理司は少し多めにいて良いのでは。
【本間委員】
職員配置体制に警察官の配置を望む。 (親が子供を強引に迎えに来たり、面接中に職員に手を出したりするため)
【本間委員】
平日より土日祝夜間に相談等の電話が来るので、その場合の対応を検討して欲しい。

5. 運営方針 (11)医師・弁護士の配置について

【大塚委員】
基準に準じる方向で良いと思うが、確保が課題かと思う。医師・弁護士合同の勉強会などを開催して、関心のある方を集めて募集をしてみるなどは如何か。 虐待防止医学会、子ども虐待防止学会などに、演題を出してみても宣伝するなど。
【竹下委員】
医師と弁護士の人員確保は課題である。両者とも児童福祉分野には関心が高くても、児童相談所に定年までいたいと思う人はいないと思う。児童精神科医師については国府台病院、弁護士については千葉県弁護士会子どもの権利委員会と契約し、2, 3年単位で交代して児童相談所で勤務して貰うことは出来ないか。
【内田委員】
子どもの心身の状態を把握するために医師の存在は不可欠であり、弁護士もいれば便利な場面はある。弁護士の置かれている状況も変化しており、弁護士の勤務の在り方については、弁護士会などと十分連絡を取って進めていただきたい。
【川崎委員】
医師の業務について「心理診断」等の表現があるが「医学診断」等に修正してほしい。

基本構想(案)後半部分に対する意見(第2回検討会事前意見)

5. 運営方針 (12)職員の採用・研修計画

【大塚委員】

出来るだけ早く専門職として採用して、他の児相で1～数年研修をしてもらう必要があると思う。

【竹下委員】

千葉市と同様、県で行っている職員研修に船橋市の児童相談所職員も参加させて貰うことは必須。新規採用、派遣について異論はない。

【内田委員】

児童相談所の新設や職員の増員のため、職員の確保は、今後難しくなることが予想される。採用は、計画的に、十分な時間をかけていただきたい。

採用後の研修とともに、職員の心身の健康に配慮するシステムも必要だと思う。

【本間委員】

新規採用については、県児童相談所・家庭相談室等に派遣して実務経験を積んで欲しい。

【竹下委員】

県の児童相談所では、経験年数が10年前後の有能な職員が疲弊、バーンアウトし、この仕事の将来に夢や希望を失い中途退職する例が散見される。

適切な人事異動、勤務形態の再検討(交代制、フレックス制など)が必要。働き方改革が叫ばれているが、児童相談所の仕事は夕方から動くことが多い。もちろん緊急に。

それなのに、9～17時勤務の呪縛により夜中まで対応しても翌日は休暇を取らなければ休めない。そんなことが続くと疲弊してしまう。

5. 運営方針 (13)運営に対する評価

【竹下委員】

第三者評価を定期的に行う必要があると思う。他の児相がどうしているか知りたい。

【内田委員】

運営に対する客観的な評価と、これにもとづく改善を行うことは是非実現していただきたい。

【川崎委員】

運営に対する評価について、一時保護のあり方についての評価のようにも読めるが、改正法では児童相談所業務全般についての質の評価を求めていると思うので、そのような書き振りに改める必要があるのではないかと思う。

基本構想(案)後半部分に対する意見(第2回検討会事前意見)

6. 施設整備方針 (1) 候補地の選定

【村社委員】

一時保護等、虐待に関連する機能を主に考えると地理的なメリットがあるが、きめ細かく相談業務を行うことや療育手帳の交付等については、非常に不便な場所と言える。機能によっては、市内複数箇所に分室を設けるなど、利用者への配慮を要すると思う。

【村社委員】

周囲の住民にトラブルなく迎えられるよう、周辺地域の整備、騒音対策等も十分をお願いする。自家用車での来所、障害児の通所もあると思うので、余裕ある駐車スペースの確保も必要。

【本間委員】

候補地に広い駐車場を確保して欲しい。

6. 施設整備方針 (2) 施設整備の基本的な考え方

【大塚委員】

安全面とプライバシーをバランス良く保てるのが大事だと思うが、色んな全国の児相を視察して、どういう工夫があるかを知りたい。また状況が変化するというので、スペースや個室、二人部屋など、柔軟に変更出来る設計が良いのではないかと思う。スタッフの働きやすい環境も同時に検討してもらいたいと思う。

【竹下委員】

○様々な状況に配慮した居室
「学齢児以上は個室を設け」とあるが、一時保護児の多くは一人で過ごせない、自分で時間や生活をデザイン出来ない子どもが多い。せめて思春期以降の子どもについては一人になれる空間を保障する、とするのは如何か。個別を強調するのも一つだが、子どもが求める時に職員が手助けできる距離感、寄り添い方が出来る設備を求める。

【宇佐美委員】

発熱している子が入所するなど、新型コロナ等の感染症かどうか判明するまで個室で過ごしてもらわなければならない。感染症対策としての部屋は重要である。また、感染症について相談できる体制があるとより良いかもしれない。

【川崎委員】

様々な状況に配慮した居室について。一定の重大事件に係る触法少年と史料される子どもの居室の確保や運営についても触れていただければと思う。

基本構想(案)後半部分に対する意見(第2回検討会事前意見)

【本間委員】

基本コンセプトである安心して気兼ねなく訪れることが出来るような施設、明るいイメージで入りやすい雰囲気が良い。

一時保護所の居室は、学齢児以上は個室を望む。特に性事故防止の為。

子どものプライバシー保護のためにトイレ・風呂も個室化。(性事故防止)

感染症罹患児等の隔離部屋の設置、運動不足になるので安全性に配慮した中庭・屋内体育館を望む。

【柏女委員】

児童相談所は安全性の確保が必要であり、かつ、家庭児童相談室は利便性、安心性が求められるため、児童相談室併設の家庭児童相談室とは別に支所等に家庭児童相談室を設置することも検討すべきと思う。

【竹下委員】

療育手帳その他で相談に訪れる人も多い。威圧的ではない、暖かい雰囲気など来談者への配慮も加えてほしい。

【内田委員】

施設については、様々な要望と理想の間で、難しい作業になると思われるが、とても期待している。

基本構想(案)後半部分に対する意見(第2回検討会事前意見)

その他、自由意見

【宇佐美委員】

全体としてはとても良い方向だと思う。児相と家児相との棲み分けを如何にわかりやすくするかが、市民に受け入れられるためにも重要であると思うし、気楽に相談できるような体制を作ればと思う。

【大塚委員】

新型コロナのことから、今後も別の感染症が流行ることなども考慮が必要だと思う。建物の工夫は検討する必要があると思う。

【竹下委員】

児童相談所がスムーズに機能するには、母子保健、医療、教育、司法等との連携が欠かせないことはもちろん、社会的養育の資源と機能に依拠するところも大きい。私が経験した新児相(人口45万、開設当初は一時保護所もなかった。管内に頼れる里親、乳児院、児童養護施設、児童家庭支援センター、中核地域支援センターがありそれらのネットワークにしばしば助けられた。地元警察にもお世話になった。)で強く感じたところである。市として児童相談所を単体で作るという発想ではなく、そういったネットワークを構築していくという発想も忘れないで船橋市の児童相談所を作っていただきたい。

【柏女委員】

私も委員として参加した柏市立児童相談所の設置に関する懇談会で報告が出され、多様な意見が整理されている。また、令和元年度船橋市立児童相談所アドバイザーからも多様な意見が出されている。具体的設計を進めていく段階で、今回取り上げられなかったこれらの多様な意見についても、随時確認しつつ進めていくことが必要とされる。

【本間委員】

他市は児童家庭支援センター(児家セン)を設置して、と声をかけられているが、家庭児童相談室と関係があり厳しい。